

主な改正内容

改正後	現行
<p>I 検査の基本事項</p> <p>3. 検査事項、検査方法及び基本原則</p> <p>(3)基本原則</p> <p>④ <u>根本原因の究明</u></p> <p><u>検査の対象先に有効な改善を促すために、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要であり、検査の過程において、不備等が発見された場合には、当該不備の発生した監査事務所における根本的な原因の究明を行う必要がある。</u></p> <p>III 検査結果等の取り扱い等</p> <p>1. 検査結果等の取り扱い</p> <p>(2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、<u>検査対象先の責任者に対して、次に掲げる場合を除き、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。</u></p> <p>a. <u>日本公認会計士協会品質管理委員会規則に定める公認会計士・監査審査会の検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合</u></p> <p>b. <u>被監査会社の監査役等に対して、次の内容を書面で伝達する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要</u> ・<u>被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容</u> <p>(以下略)</p>	<p>I 検査の基本事項</p> <p>3. 検査事項、検査方法及び基本原則</p> <p>(3)基本原則</p> <p>(新設)</p> <p>III 検査結果等の取り扱い等</p> <p>1. 検査結果等の取り扱い</p> <p>(2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者<u>(品質管理委員会規則に定める公認会計士・監査審査会の検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合の当該協会を除く。)</u>に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。</p> <p>(以下略)</p>

(注) 上記のほか、記載内容の明瞭化等の観点から文言の修正等を行っております。